

## 介護給付費等の請求に係る事前チェックの実施について

### 1 事前チェックの内容

#### (1) 対象事業所

インターネット請求の事業所（毎月7日までに請求のあった事業所）

※事前チェックを希望されないインターネット請求の事業所様におかれましては、毎月8日8時以降、10日までに請求いただければ、事前チェックの対象となりませんので、御理解、御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

#### (2) 実施日

毎月7日深夜（24時以降）

#### (3) 内 容

ア 国保連合会は、事業所へ伝送によりエラーリストを提供する。（毎月8日朝）

※台帳に係るエラーについては、本会から県・市町にエラー照会しておりますので、事業所からの県・市町への照会は、御遠慮願います。

イ 事業所は、本会から伝送したエラーリストを確認し、請求に誤りがある場合は、同月10日までに訂正した請求情報を本会に再提出する。

ウ 請求情報の再提出をした事業所は、国保連合会に別添「削除等依頼書（事前チェック用）」で、誤った請求情報の削除をFAXで依頼する。

#### (4) 事前チェックのメリット

エラーリストで、7日時点の各種台帳情報との突合結果を確認し、受付締切日の10日までに再請求することにより、返戻を減少できる。

### 2 開始月

平成30年7月請求分から

### 3 その他

インターネット請求の事業所様におかれましては、本会から簡易連絡電文で通知を行う場合がありますので、定期的に受信フォルダを御確認ください。